

応急手当をめぐる法律問題

- 的確な病院前救護の実施
と 適正な救急需要確立のために —

一般市民のAED使用が認められる理由

AED使用は医療行為に該当するが、
反復継続する意思が一般市民の使用にはない。
したがって、医師法17条に違反しない。

(前提条件)

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない
- ② 使用者が対象者の意識、呼吸のないことを確認
- ③ 使用されるAEDが薬事法上の承認を得ている

AEDのさらなる活用に向けた取り組み

総務省消防庁平成26年7月7日通知

通信指令センターにおいて、119番通報時に
口頭指導の一環として、AED設置場所に
誘導するように。

応急手当に対する一般市民の意識

交通事故の現場で一般市民による応急手当が積極的に行われていない原因を調査

(内閣総理大臣官房広報室)

手当の方法がわからないから 70～85%

かえって悪化させたり、責任を問われかねないから 40～85%

傷病者の応急手当をした場合における 関係者の法律関係と法的責任

バイスタンダーと傷病者との関係は緊急事務管理
悪意又は重過失 （民法698条）

手当の際に生じた衣服の汚れ・破損等は不可
避の損傷として傷病者側で負担

刑事責任に関しては社会的相当性が認められ違
法性が阻却されるか注意義務が尽くされている
として過失犯不成立の可能性が高い。

緊急事務管理(民法698条)

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

よきサマリア人法 (Good Samaritan Law)

よきサマリア人法理とは？

新約聖書「ルカによる福音書」第10章第29節

1959年から1987年まですべての州レベル
の法域で制定

AED普及

『応急手当実施者保護法』 制定の必要

バイスタンダー、救急隊員、救急医等の
応急手当実施者を、
法的に無答責にするための法律。

無用な紛争を防止するために

— 紛争予防法学の視点から —

バイスタンダーが、
応急手当を実施しやすくする環境整備。

バイスタンダー保険

都民広報 : 都民目線で、寄り添う気持ちで

救急車を呼んだだけでは、助からない

迅速に医療機関への搬送を都民の期待をかなえるためには、自ら情報発信する工夫を。

傷病者情報不足が、生死を分ける現場では大きな課題。

自分でできることは、自ら情報を救急隊員に示せるようにしておくこと。

迅速・的確な処置に伴う 効果 「救急シートホルダー」



効果

防災・危機管理
意識の向上

地域ぐるみで
安心・安全対策

地域で子どもの
命を守り、安全
教育徹底